

8 視覚障害者が円滑に利用することができる経路

【基本的な考え方】

- ・視覚障害者が施設を利用しやすいよう、施設利用に関する情報が得られる場所まで道路から連続して誘導します。
- ・誘導経路、特に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設経路については、あらかじめ動線を設定し、遠回りになったり複雑になったりしないよう配慮します。

整備基準

解説

- (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路にすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。

ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合 道等から当該案内設備までの経路

イ 案内設備を設けない場合 道等から当該建築物の主要な出入口までの経路

- (2) 当該経路は、次に掲げるものとする。

ア 当該経路に、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

イ 当該経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(ア) 車路に近接する部分

(イ) 段がある部分の上端に近接する部分

・案内設備とは、視覚障害者が施設全体の利用に関する情報を得ることができる場所を言い、受付や点字案内板、インターホン等を指します。

・「視覚障害者誘導用ブロック」とは、視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。（条例第26条第3号）

・「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。（令第11条第2号）

・「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために、床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。（令第21条第2項第1号）

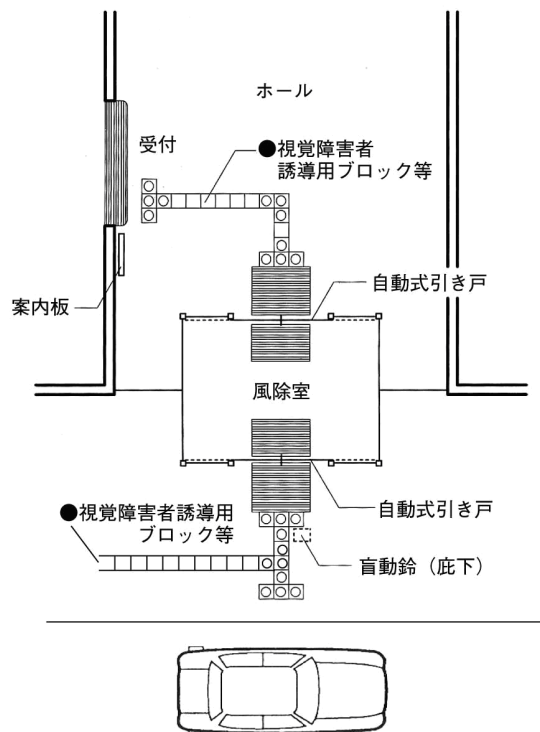
・保育所は、主たる利用者である乳幼児や保護者の送り迎えの状況等から視覚障害者円滑化経路の設置義務はありません。

ただし、視覚障害のある乳幼児が施設利用を行うことが想定できるため、廊下や階段の段がある部分の上端に近接する部分には、原則として点状ブロック等の敷設することが望ましい。

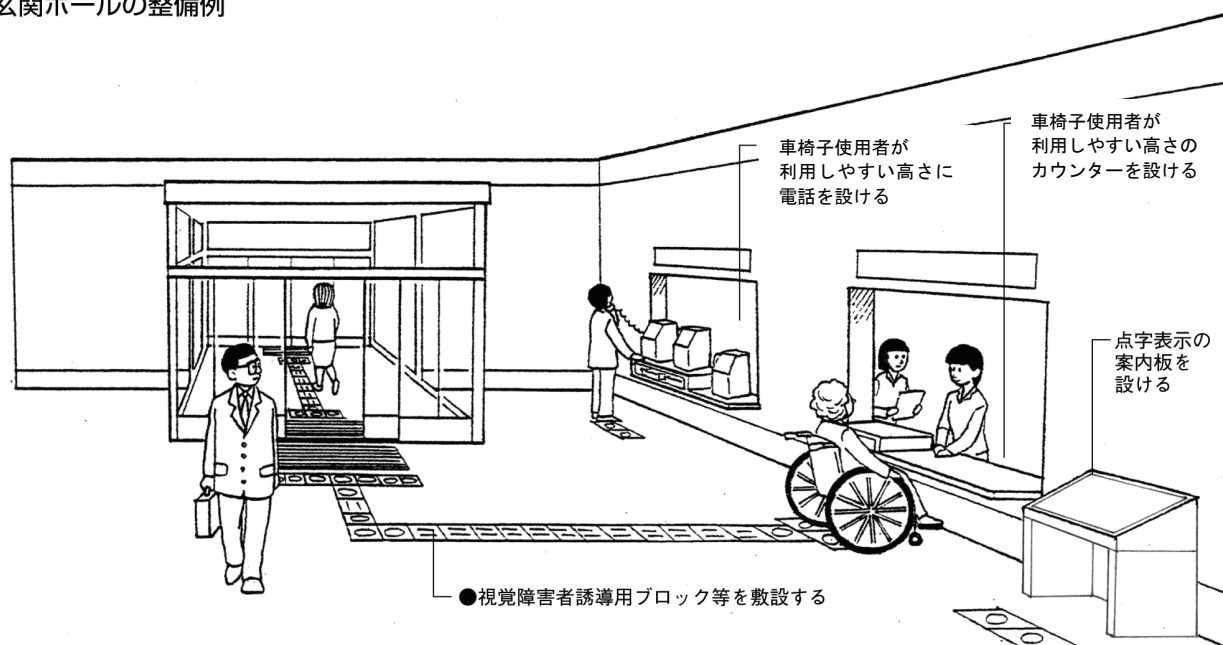
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■建築物の出入口付近の整備例



■玄関ホールの整備例



＜バリアフリー法施行令＞

第二十二條 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

＜条例＞

第69条 道等から建築物の主要な出入口（所管行政庁（法第2条第22号に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。）が敷地の状況等によりやむを得ないと認める場合にあっては、当該敷地内の当該建築物の案内設備）までの経路のうち1以上は、令第22条第2項各号に掲げるものでなければならない。この場合において、同項第2号ロ中「国土交通大臣が定める部分」とあるのは、「知事が別に定める部分」とする。

・ 条例により、屋外に案内設備を設ける場合でも、原則として道等から建築物の主要な出入口までを整備するよう求めています。

・ 「国土交通大臣が定める場合」とは、次のいずれかの場合を言います。
（平成 18 年国土交通省告示第 1497 号第四）

① 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

② 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第21条第2項に定める基準に適合するものである場合

・ 線状ブロック等、点状ブロック等：形状については原則として、JIS T 9251 に合致するものとします。

・ 条例により、「国土交通大臣が定める部分」を「知事が定める部分」と読み替えています。

・ 「知事が別に定める部分」とは、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が次のいずれかに該当するものを言います。（平成 16 年京都府告示第 570 号）

① 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

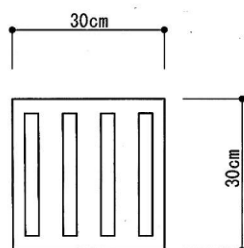
② 高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

整備例

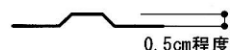
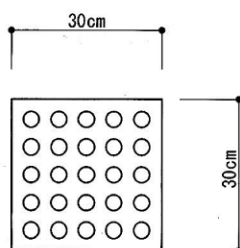
- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

視覚障害者誘導用ブロック等

◇線状ブロック等（誘導）

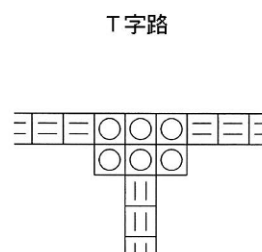
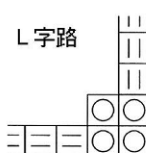
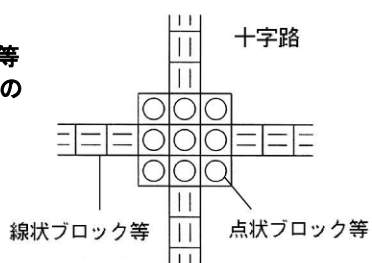


◇点状ブロック等（警告・注意喚起）

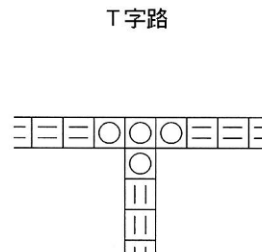
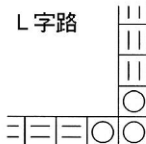
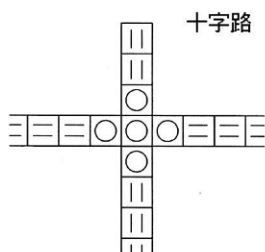


視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法

◇屋外や駅構内等の広い場所での敷設例

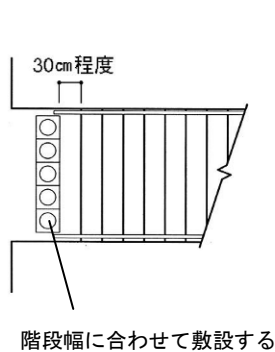


◇屋内等での敷設例

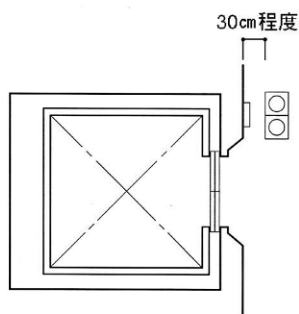


点状ブロック等の敷設位置

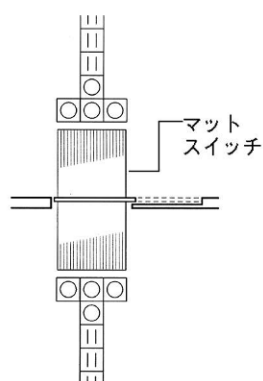
◇階段の前後



◇エレベーターの出入口



◇自動ドアの前後



◇開き戸の前後

